

平成26年度 第5回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第8回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成27年1月30日(金) 午前10時から正午まで
- 2 場所 県庁4階 403会議室
- 3 出席委員 井崎 ゆみ子 伊勢 悦子 大溝 邦子 葛西 真記子
寒川 伊佐男 椎野 武徳 志内 正一 中津 達雄
長池 武一郎 二宮 恒夫 福野 伸江 宮武 恵子
山崎 篤史 山崎 健二 大和 忠広 吉川 宣子
計 16名
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 県民環境部副部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 国における検討状況について
 - (2) 県内市町村の取組み状況について
 - (3) 県計画(案)について
 - (4) 幼保連携型認定こども園の審議体制について
 - (5) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願ひしたいと思ひます。

なお、今回のメインが資料6の計画案になりますので、まず、事務局から資料1から5について説明を行い、皆様から御意見等をいただいた後、事務局から資料6の計画案を説明してもらい、再度、御審議いただきたいと思ひます。

<事務局から資料1から5の説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして御意見・御質問を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

資料2の国の予算案の概要では、少し改善したところもありますし、保育士の人材確保についても出てきております。

どなたでも結構ですので御発言ください。

(委員)

私は私立の幼稚園の関係ですが、国の政策の中で、専業主婦への子育て支援が案外見当たらないようですが、その辺りはどうなるのでしょうか。それからもう一つは、富山県や京都府では3人目以降の保育料を無償にすると打ち出されていますが、徳島県でも少し変わったこととか、無償化は他県では既にしているところもありますが、試みてはどうかと思います。それからもう一つは、1月に新聞を見ていたときに、保育士が6.9万人足りないと報道されており、保育所の方が大きく載っていましたが、幼稚園の方はどうなのかなと思っています。

(事務局)

専業主婦の支援、専業主婦の方が家庭で子育てをする場合の様々な支援という御質問かと思いますが、お子さんの健やかな成長のために、働いている家庭だけではなく、在宅での子育てへの支援については、県としても当然推進していかなければならないと意識しております。この度の計画の中では、主な柱立てとしましては、教育・保育という部分が大きいわけですが、計画の中でも「地域子ども・子育て支援事業」という中で、共働き家庭の方ばかりではなく、例えば「利用者支援事業」では現在子育て中の方が、育児に悩んでいることや、サービスのことで分からないことや要望に対して支援をしていく、情報提供していくという制度になっております。それから「地域子育て支援拠点事業」では、家庭で子育てしている方が、他の子育て中の方と交流したり情報交換するような、子育てにおける悩みの相談場所にもなるサービスの位置づけとなっております。こちらについても、ニーズに応じて提供するということが計画の中に入っております。その他にも小さなお子さんから、大きなお子さんに対する支援ということで盛り込まれておりますし、この計画には事業名がない中でも、妊娠期から出産されて子育ての各段階に応じたサポートを行う事業がありますし、国の方でも推進しておりますので、計画は一部の事業名だけに絞られた計画にはなってしまいますが、その他の専門分野に対する点も大きいところでは書かせていただいておりますし、今回の計画に入っていない事業も他の計画に入っていますので、全体としては専業主婦の方の支援についても推進していく姿勢でおりますので、それに対する国の補助が充実されているものもあります。トータルで推進していく姿勢で考えております。

(委員)

家庭で保育する人がサービスを利用する際には、所得制限といったものはあるのでしょうか。

(事務局)

子育て支援という分野で考える場合には、家庭で子育てされている方が所得制限によってサービスを受けられないといったことは基本的にはありません。

(事務局)

それから先程御質問がありました、富山県・京都府における3人目のお子さんの保育料無料化のお話がありましたけれども、新聞報道でございますけれども、来年度からの実施を検討しているとお聞きしております。本県でどうするかということでございますが、多子世帯に対する経済的負担の軽減というところで申しますと、まず一つは全ての家庭に対して医療費の助成制度が本県では小学校就学中のお子さんまで対象を拡大して実施しているということと、二つ目としまして保育所の保育料に関しましては、県といたしましても全県下において単独で入所されています3人目のお子さんに対しては、国の制度では軽減措置を受けられないのですが、県の方で保育料を1/2に軽減するという事業を既に実施しております。さらに、市町村におきましては例えば徳島市ですと、3人目以降は無料ということで保育所・幼稚園ともに実施しているところもあります。県としては多子世帯の部分についての制度もございますので、今後委員がおっしゃったように全ての3人目以降の保育料を無料にするかといったことについては、市町村の対応もばらつきがございますので、県の制度を取り入れて実施していただいているところと、それ以上にさらに踏み込んで実施していただいているところと、さらに幼稚園まで広げているところと、ばらつきがございますので、市町村の御意見もお聞きしながら今後どのような施策を優先的に実施していくのかを慎重に検討していきたいと考えております。

(会長)

国の制度では、資料2の9ページに書かれているような軽減措置があります。

(事務局)

はい。現在の国の軽減措置の内容が記載されております。まず、1号認定、教育標準時間認定の子どもは、所得の階層区分に応じて利用料を設定するという考え方でございまして、市町村と若干異なる部分もございますけれども、軽減の部分については考え方は同じでございます。欄外に※印で記載しておりますが、小学校3年生以下のお子さんを対象として、最年長のお子さんから順に2人目は本来いただく利用料の半額、3人目以降は無料にするという制度がございます。さらに右の方の保育認定の子どもについても、※印の2つ目でございますけれども、小学校就学前の範囲において、特定保育・教育施設を同時に利用する場合に最年長のお子さんから順番に2人目は半額、3人目以降は無料にするということで、国の制度自体はある範囲内で複数のお子さんが幼稚園の

授業料や保育所の保育料を支払っている場合は2人目は半額、3人目以降は無料という制度になっております。ただ、上のお子さんが小学校に上がるであるとか、中学校に上がるようになってきますと、本来第3子であっても、無料ではなく全額負担や半額負担となる場合もございますので、その部分を本県においては1/2にするという制度もございますし、京都府や富山県においては無料にするということになってきております。国の制度もございますので、それ以上にどこまで踏み込んで各自治体が実施していくのかということが今後の課題ではないかと考えております。

(事務局)

最後に、幼稚園教諭の確保についてですが、今回の国の予算においても保育の部分が大きく出ておりますけれども、子育て支援のニーズの中で3歳未満の保育ニーズがかなり増えてきておりますので、今の受け入れ枠では足りないと言われていると全国的に言われております。それに対する対応策ということで、施設と人というそれぞれの目標が出てきております。幼児教育の部分についても、当然就学児の心身を健康に発達させていくという中では、教育と保育というのが大きな2つの柱ということになってきますので、子ども・子育て支援法においても教育・保育の提供体制をしっかりと確保していくということで、各地域でのニーズに応じた形で教育と保育をセットでいかにサービスを提供していくかという計画になっております。今回の計画の中でも、それぞれのニーズを踏まえておりますので、決して保育の部分だけという視点ではありません。

(委員)

全国では保育士が6.9万人不足すると出ており、徳島県でも急速に保育士確保が必要になってくるかと思いますが、対策としては十分なのでしょうか。

(事務局)

こちらについても喫緊の課題ということで重要視しております。取り得るところで、予算上の制約もありますが、必要量が出てきますのでそれが確保されないことにはまた待機児童が発生するということにもなりますので、できる限りの対応を県と市町村あげて、場合によっては保育団体の御協力をいただきながら全体として推進していかなければいけないという認識でおります。そういった中で来年度予算といった話もありますが、可能な限りの対策をできる限り早期に対応していくということで中でも検討しておりますし、各関係機関の方々とも対応について協議させていただいているところです。

(会長)

他にはございませんでしょうか。

私の方から、細かいところですが、教えていただきたいのですが、資料5のパブリックコメントの実施結果の7番目のところに、臨床発達心理士という言葉がありますが、臨床心理士の中にも分類があるのでしょうか。

(委員)

これは全く別団体が作っているものになります。学会が別になりますので、臨床心理士とは別の資格ということになります。

(会長)

重い障がいを持つ人に支援するのが臨床発達心理士ということになるのでしょうか。

(委員)

臨床心理士は実際の支援を主にしていますので、発達障がいであったり障がいを持つお子さんの対応をしています。臨床発達心理士は発達心理学会が作った資格になります。セラピーや支援といったことはしていないと思います。発達の専門家ということになりますので、お子さんを見てどういう状況かということとは分かると思います。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、資料6の計画案について事務局から説明をお願いしたいと思えます。

<事務局から資料6の説明>

(会長)

ありがとうございました。これまで御審議いただいたこともこの中に盛り込まれておりますが、御意見・御質問はありますでしょうか。

(委員)

計画案の24ページのところですが、6のところ「認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策」とありますが、(1)のところは連携の推進策と考えてよろしいでしょうか。(2)には保育所や認定こども園という内容が入っていないのが少し不自然だと感じたのですが。

(事務局)

(2)の幼小中連携推進事業といいますのが、幼稚園・小学校・中学校という学校間での連携を図る趣旨で教育委員会で実施しております。実施を始めま

したのが平成22年でございます。その時の名称が幼小中連携推進事業となっております。今年度も東みよし町と北島町で実施しておりますけれども、今後につきましては、幼小中の教職員となっているところを保育所・認定こども園、それから幼小中という内容に変更する必要があると考えております。先程のパブリックコメントの中の説明にはありましたけれども、「幼児教育振興アクションプランⅡ」の中にもこの事業が入っております。幼稚園・保育所・認定こども園という小学校就学前の施設全体が小学校への連携を推進していくということと、横の連携を推進していくという内容を含めておりますので、文言の方は再度検討させていただこうと考えておりますが、保育所・認定こども園を幼小中の前に含める方向で検討しております。

(会長)

この(2)の事業は(1)の中に含まれているということでしょうか。

(事務局)

「幼児教育振興アクションプランⅡ」は教育委員会が主体となって義務教育の充実を図るための計画として策定しております。その基本方針の中に発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育の推進といったものがございまして、その中の一つとしまして、小学校との連携があります。その具体的な取組として幼小中連携推進事業が含まれております。

(会長)

(2)の事業は(1)の中にも入っているということですが、(2)の方でも再度記載しているということになるのでしょうか。

(事務局)

関連があるということで、特出しして出しているということで、連携しながら実施するという趣旨は同じになります。(2)のところに関係機関を追加して保育所や認定こども園を含めたより広い範囲での連携という意味合いに変えるということになります。

(会長)

ありがとうございました。他に御意見はありますか。

(委員)

資料2の10ページの利用者支援事業について、私はあまりよく知らないのですが、保護者の中ではここに行けば必要な情報を教えてくれるようなところがあれば良いのではないかという意見があります。子育て世代包括支援センターを整備するというのと、計画案の27ページの第6節の1の(3)「妊婦や

子育て家庭の相談体制の整備」が繋がってくるのかなと見てとれるのですが、具体的にはどのような支援施設ができるのか分からないのですが、市町村におそらくファミリー・サポート・センターのようなものが設置されるとか、病院に相談窓口ができるといったことなのでしょうか。

(事務局)

資料2の10ページの方ですけれども、今般国の方から新たな取り組みとして提案がなされている事業になっております。子育て世代包括支援センター、母子保健型ということになっておりますけれども、国の方からも今回平成27年度の新規事業として新たに提案されているものでございまして、市町村の方でもどのような形で取り組むかということについては検討を始めたところでございますので、具体的に来年度から実施するといったところはまだない状況となっております。イメージで言いますと、市町村では現在も保健センターがありましたたり、子育て支援センターがありましたたり、また保育所で子育て支援をやっておられたりと、色々な子育て支援の窓口がありますが、どこかで一括されたものがある方が良いのではないかとということで国の方から提案されているということになります。ただ市町村レベルで申しましてもそれぞれに機能しておりますので、それをどういう形で集約するのか、施設として一本化するのか、組織として一本化するのかなど色々と検討中の段階かと思っておりますが、ワンストップの窓口の必要性は認識しております。どういう形で実施していくのかは今後の課題であると考えております。計画案の中にも入れておりますのも、そういう意味合いで今は様々なところで実施しているものが連なると良いのではないかと考えておりますので、これを契機に妊婦さんも含めた相談体制の整備が進むと良いのではないかと考えているところでございます。御質問のお答えにはなっていないかもしれませんが、今こういった動きがあるという形で御認識いただければと思います。

(会長)

私もこれを見たときに、気になりました。というのは、私も仕事上関わりがありますので、子育て世代包括支援センターと県計画案の27ページを結びつけて、その中でも27ページの(4)にある「児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証」というところで、0歳から3歳までの間に亡くなっている子どもが多い状況があります。妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制を充実させるためには、今言われたところで子育て支援がなされているけれども、それをどこかでまとめる、市町村の窓口を一本化するなどして、子育てに対する心理的な負担が軽くなれば良いのではないかとことをイメージして計画を作られるのではないかと思いますし、支援体制も充実させられるのではないかと思います。計画案の27ページの部分が、子育て世代包括支援センターによっ

て具体化されれば良いのではないかと思いましたが、そうしなければいけないと思います。

(委員)

資料5のパブリックコメント実施結果の3にある具体的な展開の中の入り口部分に含まれてくると保護者の立場として思います。

(会長)

相談内容によって、支援を必要とする人に整理された形で届くような流れになっていくのではないかと思います。

(委員)

保護者の代表としては、保護者の方からどこに行けば良いのでしょうか、という話を聞きますし、私自身も保護者としてここに行けば斡旋してくれますというところが一つ設けられていたら、スムーズに色々なことが進むと思いますので、御検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。他にはどうでしょうか。

(委員)

教育・保育の質の向上ということで、計画案の26ページの質の向上策というところがございますが、現場の者としてしましては、日々の保育がどうあるべきかというところで質を上げていくということが毎日の課題となっております。ですので、資料5のパブリックコメントの実施結果のところにもありましたが、幼児教育の質を向上させるための職員の充実と仕組み作りを希望するといった言葉もありましたが、子どもの健やかな成長・発達の支援にもつながる大事な部分になります。他の郡市の状況を聞いておりますと、自分の勤務地の郡市を出ての研修に行くことが難しくなっている状況があるようなので、外に出で行かなくても中で教育・保育の質を向上できるような研修が重要になってくるかと思えます。26ページの方ではこれ位の記載にはなっておりますが、障がいやアレルギーを持つ子どもへの対応も大切ですが、毎日の保育の中身、これまで子どもを遊ばせているだけとも言われてきましたが、幼児教育に関わっている者は、子どもの成長・発達に本当に真面目に取り組んでいますので、毎日の保育の質を向上させるといったことについても考えていただいて、研修を充実させていただきたいと思えます。それからもう一点、「保育士等」という表現で統一されるという理解でよろしいのかどうかお聞きしたいと思えます。

(事務局)

計画案の25ページにある表現のところかと思いますが。用語の使い方は色々あるかと思いますが、流れが保育士の確保というところで、保育士中心の記載がされていますが、確保の部分については大きなところでは教育・保育全体での従事者の確保が求められておりますので、代表的な名称としては、「保育士等」と書かせていただきましたが、「等」の中には教育の部分や、補助者も含めた全体としての意味合いで考えております。表現を「保育従事者」とするのか、「支援者」とするのか、表現は色々あるかもしれませんが、この流れの中では保育士が中心となる記載になりますので「保育士等」という表現になっておりますが、そこに込めている意味合いとしては全体として考えております。

(委員)

「幼児教育振興アクションプランⅡ」の方では「保育者」という表現になっておりますが、これで統一されているということでしょうか。

(事務局)

「幼児教育振興アクションプランⅡ」は、現場により近い形で記載しております。保育に従事する者として、保育士・保育教諭・幼稚園教諭を合わせて「保育者」という表現にしております。記述をする際に、どこに重点を置いてというところも考慮してこういう表現になっているかと思いますが。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

質の向上のところ、養護教諭の先生方もそうかと思いますが、私も保育所の方に出向くことが多くなりまして、保育士さんは日々子どもと保護者に出会っていて、気になる行動の子どもが予想以上に多いと感じております。委員がおっしゃるように、日々保育する中で、外へ研修に出て行くのが難しいというのも確かにそうだなと思います。今回の計画案とは違う制度で、園にしながら研修が受けられる制度であるとか、自分達の抱えている事例を、違った角度から見える人を交えた研修や勉強の機会が活発にならないといけないのかなと感じています。

(委員)

資料2の10ページのところですが、子育て支援事業というのは非常に大切だと思います。年末に、母子家庭が出産したのですが、上の男の子は施設へ預けていたのですが、出産後家に帰ってきて、近所の人から民生委員に連絡があ

り、子どもが凍死してしまう、布団も何もないと言うわけです。民生委員が急いで行き、主任児童委員や市役所にも連絡をして、必要なものを民生委員が揃えたりして日常生活はできるようになりました。行政の方も、主任児童委員もよく関わってくれていますので、一安心だとなつていますが、年が明けて、上の子どもも家に帰り、保育所へ送っていく時に、生まれたばかりの子どもを連れて行くことができないので家で留守番をさせるというのですが、そこで主任児童委員が1か月とか期間を決めて、送迎の時間だけ家で子どもを見るということで今やっています。ですが、その間に何か事故が起こればどこが責任を持つのかということが民生委員会でも話に上がっており、悩んでいるところです。高齢者のところでは、包括支援センターというのがありますが、子どもさんの場合にもそういった支援があれば良いと思いました。

(会長)

現実的に色々な場面でご苦労されているところもあるかと思えます。それに対して要対協の方でもケース会議を開いていますし、相談しながら充実したものを整備していかないといけないと思えます。ありがとうございました。時間も迫ってきておりますので、この辺でおきたいと思えます。最後に資料7の説明をお願いしたいと思えます。

(事務局)

それでは、議題にあります幼保連携型認定こども園の審議体制について御説明させていただきます。認定こども園法の改正に伴いまして、都道府県が私立の幼保連携型認定こども園の設置認可等を行う場合におきましては、条例設置の合議制の機関の意見を聞くこととされております。このため、本社会福祉審議会を合議制の機関と位置づけますとともに、児童福祉専門分科会の下に審査部会を設置いたしまして、この審査部会において認可等の御審議をいただくことについて昨年7月の子ども・子育て会議において御審議いただいているところでございます。さらに、昨年10月の会議におきまして、社会福祉審議会を合議制の機関と位置づけるための条例改正を行いまして、その旨の御報告と審査部会の設置に向けた準備を進めさせていただくことについても御報告させていただいたところでございます。また、児童福祉法の改正によりまして、都道府県が私立保育所の設置認可等を行う場合におきましても児童福祉審議会の意見を聞くこととされておきまして、本県では児童福祉専門分科会が設置されておりますので、この専門分科会が児童福祉審議会の機能を担うということで新たに設置されます審査部会の審議事項につきましても私立保育所の設置認可等についても御審議いただくということで昨年7月の会議において御説明させていただいております。本日の議題と致しまして、審査部会の委員の御選任についてお願いしたいと考えているところでございますが、審査部会に属する委員

につきましては、徳島県社会福祉審議会設置条例第6条及び第7条の規定によりまして、社会福祉審議会委員長が指名するということになっておりますので、委員長の方から御指名いただきたいと考えておりますが、会長、よろしいでしょうか。

(会長)

はい。委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(会長)

それでは委員長から御指名いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(委員長)

事務局から説明がありましたように、認定こども園等の設置・認可等につきましては合議制の機関等で審議する必要があるということで、新たにこの児童福祉専門分科会に審査部会を設置することとしました。審査部会の委員につきましては、社会福祉審議会委員長が指名するということになっておりますので、私の方から指名させていただきます。お手元の資料7を御覧ください。現在の児童福祉専門分科会委員の内、この資料に記載されております8名の方に審査部会の委員をお願いしたいと思っております。これらの方々につきましては、審査部会の審議事項を考慮しまして、学識経験者、幼稚園関係者、保育所関係者、保護者、施設従事者の観点から指名させていただいたわけでございます。どうぞよろしく御了承をお願いしたいと思います。

(会長)

よろしく申し上げます。御指名のあった委員におかれましては審査部会での御審議につきましてもお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

事務局の方から少し補足をさせていただきたいと思っております。まずは委員長、ありがとうございました。それから審査部会の委員に御指名いただきました委員におかれましても、本分科会に加えまして御負担をおかけすることになりますが、御協力の方をよろしくお願い致します。また、審査部会の名称につきましては、昨年7月の会議資料では「子ども・子育て審査部会」と記載しておりましたが、この審査部会は認定こども園及び保育所の設置認可に関しまして御審議いただく機関でございますので、委員長、会長に御了承いただきまして「認定こども園等審査部会」とさせていただければと考えております。審査部会の

今後の予定につきましては、現在のところ平成27年4月から新規開所に向けて協議している案件がございます。幼保連携型認定こども園については2件、保育所については1件ございます。開催時期につきましては3月中旬から下旬頃に開催させていただきまして、御審議いただきたいと思いますと考えております。開催日程等につきましては、今後調整させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。今の事務局からの説明につきまして、御質問はございますか。ないようでしたらこの辺でおきたいと思えます。ありがとうございました。なお、今後この計画案につきまして、文言の修正が必要になった場合の対応につきましては、会長であります私に御一任いただきたいと思いますと思えますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(会長)

ありがとうございます。この際、他に何か御質問等ございますでしょうか。特になければ、事務局にお返しします。